

のではないものとする。

カリフォルニア州衛生安全法 120290

感染症に感染している自身または他人を、未感染者に接触させた場合、軽犯罪

上述の衛生安全法 120291 にある場合と、公衆衛生に最も安全な方法をとって感染者を除外した場合を除き、伝染性または感染性の病気に感染している者が意図的に他人に接触したり、伝染病の者を故意に他人に接触させたりした場合は、軽犯罪となる。

カリフォルニア州刑法 12022.85

特別違反による上乗せ判決： 検察官による調査結果の使用

(a) 違反を犯した時に自身が AIDS であるまたは HIV ウィルス抗体を持っていることを知っていて、小段落(b)にある一つまたは複数の違反を犯したすべての者は、次の項目の判決に加えて、それぞれの違反に対して 3 年の加重量刑を受けるものとする。

(b) 小段落(a)は、以下の犯罪に適用される

- (1) 261 項違反の強姦
- (2) 261.5 項違反の、18 歳未満の者に対する非合法的性交
- (3) 262 項違反の配偶者の強姦
- (4) 286 項違反の肛門性交
- (5) 288a 項違反の口腔性交

(c) 本項の知識要件を証明する目的で、検察官は、1202.1 項の小段落(c)または 1202.6 項の小段落(g)によって受けた調査結果を用いてもよい。

カリフォルニア州刑法 1621.5

AIDS に感染している者または HIV 陽性の者による意図的な提供に対する罰則：例外、犯罪調査での公表

(a) 内科医、外科医によって AIDS と診断され自身が AIDS であること知っていた者、あるいは検査で自身が HIV 陽性であることを知っていた者が、血液、臓器、他の体組織、精液を、医療機関または人工授精の目的で精液を集めている精子バンクへ、あるいは販売目的で母乳を集めている母乳バンクへ母乳を提供した場合、報酬を受けているドナーであるかボランティアのドナーであるかに関わらず、刑法 1170 項の小段落(h)による拘禁刑として重罪に処せられる。本項は、1603.3 項の小段落(b)による、心神喪失状態の者、血液バンクまたは血漿用施設（センター）に血液を自己で保留した者、あるいは自己血輸血用に血液を提供した者には、適用されないものとする。

(b) 以下の項目に従い、法律によって検査結果の開示が必要とされる特別な場合を除き、本項の違反に対する犯罪捜査において、AIDS の病原体または病原体に対する抗体を検出するための血液検査の結果を、すべての職員、従業員、国、出先機関、出先の局のエージェントに開示しないものとする。

(1) 刑法 1524 項により捜索令状が発行された場合

(2) 民事訴訟法の第4部の第3編の第2章(1985項で始まる)に従い、裁判所の召喚令状あるいは文書提出命令が発行、送付された場合

(3) 裁判所の命令

(c) 本項の目的において、「血液」とは、本章の目的用に定義したように「ヒトの全血液」、「ヒトの全血液の血液製剤」を示し、1603.1項の小段落(k)の定義のように「血液の成分」を含むものである。

カリフォルニア州刑法 647F

過去の有罪判決、AIDS 検査陽性は重罪という結論

647項の小段落(b)の違反の起訴申立状では、被告人が本項の違反または1202.1項の小段落(d)の犯罪で以前一度あるいは複数回有罪判決を受けていた場合、また一度あるいは複数回のこれらの有罪判決と関連して、1202.1項あるいは1202.6項に従って血液検査が行われ、検査結果が陽性でその検査結果を被告人が知らされていた場合、以前の有罪判決や被告人が知らされていた血液検査結果が陽性であることにより、起訴の申立通りの罪に問われるものとする。以前の有罪判決や知らされていた検査結果が、調査員により事実であるとされた場合、あるいは被告人が認めた場合、被告人は重罪となるものとする。

カリフォルニア州衛生安全法 1202.1

性犯罪で有罪判決とするための、AIDS 検査の必要要件

(d)(1) 小段落(e)にある性犯罪で有罪を受けた者、小段落(e)の性犯罪を行った理由により福祉施設法725項の規定として福祉施設法の601または602項に記された者、これらすべての場合、検察または被害者目撃者支援センターは、被害者が現行のHIV検査の限度や利点を確実に理解するために、そして被害者が依頼をすべきか否かを決定する際に被害者の助けとするために、被告人の特別な犯情により、被害者が、被告人からHIVウィルスを伝染されるリスクのある状態に置かれていたか、置かれていなかったかについて、被害者が理解することを助けるカウンセリングを行う地域の保健衛生官に、被害者を差し向けるものとする。

(2) 他の法律の有無に関わらず、地域の保健衛生官は、被害者の求めに応じて、検査を要求した被害者および検査を受けた者に対して、検査結果を公開する責任があるものとする。しかし、小段落(g)の規定により、被害者、または以下にある適切な専門カウンセリングを提案されなかった、あるいは提供されずに検査を受けた者に対しては、陽性の検査結果を公開しないものとする。

(a) 被害者が、犯罪者の特別な犯情により、犯罪者からHIVウィルスを伝染されるリスクのある状態に置かれていたか、置かれていなかったかについて理解することを手助けする

(b) 被害者に現行のHIV検査の限度

や利点を確実に理解させる

(c) 適切な医療施設、支援サービスへの紹介を受ける

(e) 本項の目的において、「性犯罪」は、以下のいずれかを含むものとする。

- (1) 261 項または 264.1 項違反の強姦
- (2) 261.5 項または 266c 項違反の、18 歳未満の者に対する非合法的性交
- (3) 262 項または 264.1 項違反の配偶者の強姦
- (4) 266c 項または 286 項違反の肛門性交
- (5) 266c 項または 288a 項違反の口腔性交
- (6) (A) HIV を伝染させる可能性のある血液、精液、他の体液を介して、被告人から被害者に伝染したと考える相当な理由があると裁判所が判断する場合は、以下のいずれかの違反となる。

(i) 264.1、266c または 289 項違反の性的挿入

(ii) 269 項違反の子供への性的な加重暴行

(iii) 288 項違反の子供へのわいせつまたはみだらな行為

(iv) 288.5 項違反の継続的な子供の性的虐待

(v) (i) 節から (iv) 節に記載された違反を含めた犯罪の企て

(B) 本段落の目的のために、裁判所は、用意ができている場合、調査結果を裁判事件一覧表や議事録に記述するものとする

カリフォルニア州刑法 647

風紀紊乱行為：執行猶予中の制限

(b) 売買春行為を勧誘した者、売買春行為を行うことに同意した者、売買春行為を行った者

ある者が売買春を行う具体的な意志を持って売買春の勧誘を受け入れる意思を明確表示した時、売買春の提案、勧誘を行った者が同様に売買春を行う具体的な意志を持っていたかどうかに関わらず、売買春行為に同意したこととなる。売買春行為に同意した者による売買春行為を助長するために州内でなされた行為でない場合、本小段落の違反とするために、売買春行為への同意は必要ないものとする。本小段落で用いた「売買春」とは、金銭または他の対価のために、人同士が行うすべてのわいせつな行為のことである。

カリフォルニア州刑法 18

別段の定めがなければ重い罰則

(a) 異なる刑罰が、カリフォルニア州の法によって時効となっている場合を除き、重罪となったすべての犯罪は、1170 項の小段落(h)によって罰せられない場合は、16 か月または 2 年または 3 年の州刑務所での禁固刑となる。

(b) 拘禁刑または罰金刑により重罪として処罰すべきすべての犯罪が、州の法律によって時効となり、郡刑務所へ 1 年を超えない期間の拘留刑という代わり

の判決も受けていない場合、郡刑務所への1年を超えない期間の拘禁刑または罰金刑またはその両方として処罰してもよい。

HIV 陽性の者が、HIV を伝染する具体的な意志を持って、避妊せずに性交を行った場合、起訴することができる

HIV 陽性の者が、自身が HIV 陽性であることを知りながら(2)、性交渉の相手に HIV であることを明かさずに(3)、HIV を伝染させる具体的な意図を持って(4)、避妊せずにペニスと膣による性交、または避妊せずにアナル性交を行った(1)場合、カリフォルニア州で重罪となる性的接触法令により、3年、5年、8年の拘禁刑となる可能性がある。

HIV 陽性を事前に告知した証拠および／またはコンドームまたは他の避妊具を用いた証拠は、起訴に対する積極的抗弁と成り得る。重要なことは、HIV 陽性の者は、性交渉の相手に HIV を伝染させる具体的な意志があったという証拠がある場合限り、起訴される可能性があることである。HIV の状態を知っていたことだけでは、起訴するには不十分である。他のエリアの裁判では、「HIV を他人に感染させたかった」との被告人の供述により、その具体的意志が示された事例がある。

2010年9月、41歳の男性が、自身が HIV

陽性と知りながら、性交渉の相手に感染させる意志を持って、避妊せずに性交渉を行ったという罪状を認めた。これが、カリフォルニアの法令に基づいて告訴され有罪判決を受けた者の記録の唯一の事例である。

HIV 陽性の者は、性犯罪において加重判決または加重暴行罪を適用される可能性がある

カリフォルニア州では、HIV 陽性の性犯罪者に量刑加重判決を課している。特に、HIV または AIDS の者が自身の健康状態を知りながら性犯罪を行った場合、あるいは性犯罪を繰り返した場合、それぞれの犯罪に対して3年の拘禁刑が追加される。

HIV を伝染させる意図や実際の伝染の事実は、刑に処すための必要要件ではない。

被告人のウィルス量や、コンドームまたは他の避妊具の使用の有無、問題となっている性行為による HIV 伝染の有無に関わらず、刑法が適用可能である。

カリフォルニア州において、量刑加重法下で起きた犯罪事例はわずかではあるが、1998年、HIV 陽性であった男性が、未成年と避妊せずに性交渉を行ったことにより、9年間の拘禁刑が追加された量刑加重判決を受けた。これに対して、カリフォルニア州上訴裁判所が、量刑加重法に異議を唱え、HIV 陽性という状態を罰するのではなく、

行為を罰するとする修正第 8 条の「残酷で異常な刑罰」を適用することを拒んだ。

HIV 陽性の被告人が避妊をしなかった場合、性的暴行罪は加重暴行罪に格上げすることも可能である。「ロマン(Roman)対 最高裁」の事例では、HIV 陽性の男性が、未成年に対して、コンドームを使用せずに肛門強姦を行ったが、最高裁は被告人が「重大な肉体的危害または死をもたらす可能性のある」行為を行った証拠は十分であるとして、性的暴行による加重暴行罪とした。HIV が伝染した実際の証拠は、必要とされなかった。

HIV 陽性にも関わらず、売春業をする、あるいは売春婦を買う行為をした者を、加重罪とすることができる

カリフォルニア州の売買春(防止)法は、HIV 陽性の者が売買春を行ったり、これを要求したりして有罪となった場合、追加的な罰則を課している。カリフォルニア州刑法の 647F 条により、ある者が、売買春を求めて、あるいは行って有罪判決を受け(1)、以前性的暴行により有罪となったことがあり(2)、最初に有罪判決を受けた後に HIV 検査陽性であった(3)場合、重罪となり、上限 3 年間の拘禁刑とされる可能性がある。

この刑法では、被告人が HIV を伝染させる意志があったかどうか、HIV ウィルスを伝染させたかどうか、あるいはウィルスを

伝染させる可能性のある行為を行っていたかどうかに関わらず、HIV 陽性である被告人は処罰される。実際の性行為を伴わなくても、本法令で重罪を課される。被告人が意図的であると証明された行為を行った場合と、売買春を行うことに合意した場合に限り、売買春で有罪となる可能性がある。

2007 年、HIV 陽性の売買婦が、他人に HIV ウィルスを接触させたことで、告訴され、重罪の売買春罪となった。彼女がかつて売春で有罪となり、HIV 検査が陽性であった。しかし彼女はコンドームを所持し、覆面のおとり捜査官と性交渉をまだ行っていなかった。上訴審において裁判所は、重罪の売買春罪は支持したものの、HIV を伝染させる具体的な意志はなかったと分かり、HIV に接触させた罪は棄却した。

HIV 陽性の者は、血液、臓器、他の体組織、体液、母乳を他人に提供してはならない

自身が HIV 陽性であることを知りながら、血液、臓器、体組織、精液、母乳を提供した者は、2 年、または 4 年、または 6 年の拘禁刑となる可能性がある。HIV を伝染させる意志や、実際にウィルスを伝染させたかどうかには依らない。以下の状況下にある者は告訴されない。

- ・心神喪失状態である
- ・血液が提供されたが、血液を自己で保留する正式な手続き
(血液が科学用や献血以外の目的でのみ使

用される指示のある場合)

・自己血輸血用に提供された血液（血液が提供者自身の体の別の部分で使用される）

HIV 陽性の者は、通常の刑事責任でも有罪判決を受ける

「ビュフォード(Beuford) 対 国民」では、カリフォルニア州の上訴裁判所は、他の犯罪の渦中であって、犯罪脅威を作り出したとの有罪判決を認めた。被告人は、職員に唾を吐きながら、逮捕を拒み、「私は HIV 感染したので、お前の一生を目茶目茶にしてやる」などと言い放った。カリフォルニア州法での犯罪脅威とは、意図的な脅威や、脅迫されている人に恐怖をもたらす脅威である。被告人が他者に殺してやるまたは肉

体的に危害を加えてやると脅して(1)、本当にそうするとその者に理解させようとし(2)、その脅威を実行する本気の意図をその者に伝え(3)、その恐れによりその者が不安に陥り(4)、それが合理的な不安であった(5)ことを、州は証明する必要がある。裁判所は、陪審員により被告人の言語や行動が犯罪脅威となったと認められたとの判断を示した。

重要な注記 我々はこの情報が確実に最新であるように努力しているが、その一方、法律は常に変わっており、我々は提供した情報が正確であるということを保証することはできない。この情報は、あなた方の特殊な状況に適用できるかもしれないし、できないかもしれないが、法律上の助言に代わるものとして使用すべきではない。

HIV 感染制御と患者の権利保護の法律（台湾）

修正日： 2007年7月11日

カテゴリ： 衛生福利部

第1条 HIV ウイルスの感染および伝播を防ぐため、人民の健康を維持するため、そして感染者の人権を保護するため、この法令は策定された。

第2条 本法令における「所轄官庁」とは、中央では行政院、衛生部、地方レベルでは地方自治体、郡（市）レベルでは郡（市）庁を意味する。

第3条 本法令における HIV 感染者（以後は感染者と記す）とは、AIDS へ進行していない HIV ウイルス感染者および AIDS に進行した感染者の双方を含む。

第4条 感染者の尊厳および法的権利は守られ、尊重されるものとする。差別および、教育、医療、雇用、養護施設への入所、居住の拒否、他の不公正な扱いを受けることの無いものとする。関連する権利保護を決定する法規は、事業を所管する種々の官庁と協議の上、中央の所轄官庁により策定されるものとする。HIV の他者への伝染を防ぐために、中央の所轄官庁は、感染者が従事する業務に対して、必要とされる法規を課してもよい。

感染者の同意なしに、感染者の記録を残したり、ビデオテープや写真におさめたりはしないものとする。

第5条 中央の所轄官庁は、感染者の権利

や利益を向上させる団体、民間機関、学者、専門家、事業を所管する種々の官庁の代表者が HIV 感染制御および感染者の権利保護に関する事項のプロモーションに参加するよう要請するものとする。同性の代表者数は、全参加者の3分の1を割らないものとする。感染者の権利と利益を向上させる団体からの代表者、民間機関、学者、専門家の人数は、全参加者の半分を割らないものとする。

前述の段落にある感染制御および人権保護に関する事項は、以下を含む。

1. プログラムの計画と統合、カウンセリング、HIV 感染制御に関するプロモーションおよび感染者の権利・利益の保護
2. 感染者の権利および利益の侵害に関する決定を受け入れて、その決定を先に進めること
3. 感染者の権利や利益保護に関する法規の制定、および感染者の権利や利益の侵害あるいは他にまとめられるべき事項に関する決定の調整

段落1で述べられた感染者の権利と利益を促進する団体の代表者と民間機関は、最初は多様な登録民間機関、登録団体の中から推薦され、所轄官庁により要請されるものとする。

第 6 条 中央の所轄官庁は、HIV の検査、予防、治療を行うための医療機関および研究機関を指定するものとする。中央の所轄官庁は、そのような活動に予算を割り当てるものとする。支払いは、国立健康保険 (National Health Insurance) に委託してもよい。

前段落の HIV の検査、予防、治療にかかる費用の支払い先、支払い金額、支払い手順、他にまとめられるべき事項に関する法規は、中央の所轄官庁により決定されるものとする。

第 7 条 所轄官庁は、HIV の予防と制御に関する教育プログラムおよびプロモーションを実施するものとする。

事業を所管する種々の中央官庁は、教育プログラムやプロモーションの詳しい内容を説明する年間計画を立案するものとする。年間計画の内容は、性意識に関するものであり、特に反差別に焦点を合わせるものとする。年間計画は組織、学校、団体、マスメディアの協力を得て実施されるものとする。

第 8 条 以下の条件のいずれかに該当する者は、HIV の予防と制御および他の性感染症に関する講義を受けるものとする。

1. 薬物の使用または取引が見つかった者
2. 利益を目的とした他人との性行為またはわいせつな行為が見つかった者
3. 前述の副段落で言及された個人との性行為またはわいせつな行為が見つかった者。

前段落で言及された講義のカリキュラム、時間、実施グループや、他のまとめられるべき事項に関する法規は、中央の所轄官庁により決定されるものとする。

第 9 条 針や注射器、希釈液、容器等を共有することによる HIV の他者への伝染を防ぐために、所轄官庁は必要に応じて針や注射器を供給、交換、回収する機構を設立することができ、麻薬中毒者に対しては補充療法として規制医薬品を使用することができる。対象となる団体、方法、内容、実施機関および他のまとめられるべき事項に関する法規は、中央の所轄官庁により決定されるものとする。

前段落の機構に参加している間に針、注射器あるいは規制医薬品を所持しているものは、刑法上の責任を全く問われないものとする。

第 10 条 ホテルやスパのオーナーは、営業場所にコンドームおよび液体潤滑剤を供給するものとする。

第 11 条 以下の行為のいずれかを実行しようとしている人は、その行為の前に、HIV 検査を受けるものとする。

1. 他人が使用するための、他人へ輸血するための献血
2. 血液製剤の製造
3. 臓器、体組織、体液、細胞の移植
仮に検査の結果、HIV が陽性であった場合、その血液は使用しないものとする。医療機関は HIV 陽性者を、所轄官庁に報告するものとする。

緊急の輸血が必要で、HIV 検査を事前に行うことができない場合、段落 1 の副段落 1 の制限は適用されないものとする。

第 12 条

感染者は、感染源または接触した場所に関する情報を提供する義務がある。感染者は、医療を受けるにあたり、医療従事者に HIV に感染している事実を伝えるものとする。

所轄官庁は、感染者と感染源または感染場所の調査を行うことができる。しかし、調査中、感染者の尊厳とプライバシーを侵害しないものとする。

感染者が感染の事実を伝えた後に、医療機関や医療従事者は、医療行為を拒否しないものとする。

第 13 条 医療従事者は、感染者を発見した場合、地方の所轄官庁に 24 時間以内に報告するものとする。報告の手順や内容は、中央の管轄官庁が決定するものとする。

所轄官庁は、伝染の予防と医療の必要性のために、感染者の関連する検査結果および治療を、特定の期限内に、医療機関、内科医、法医学内科医に要請することができる。医療機関、内科医、法医学内科医は、これを断ったり、避けたり、妨害したりしないものとする。

第 14 条 管轄官庁、医療機関、医療従事者、あるいは工作上感染者の氏名や医療記録のような情報を所持する者は、法規制がある場合や伝染の予防と医療の必要性がある場合を除き、それらの情報を漏えいしな

いものとする。

第 15 条 所管官庁は、以下の者に、指定医療機関において、カウンセリングを受けたり、HIV 検査を受けたりすることを通知するものとする。

1. HIV 感染が報告された者、見つかった者、あるいは HIV 感染が疑われる者
2. 感染者と安全ではない性交渉を行った者、針、注射器、希釈液、容器を共有した者、あるいは他の安全でない行為をした者
3. HIV 陽性と判明し、第 11 条の段落 3 に従い、医療機関より報告を受けた者
4. 感染者の血液、臓器、体組織、体液を、輸血、移植された者
5. 中央の所轄官庁により検査が必要と判断された者

前段落の HIV 検査にかかる費用は、中央の所轄官庁および事業を所管する種々の中央官庁により支払われるものとする。前段落の副段落 5 で述べられた HIV 検査の対象範囲は、中央の所轄官庁により告知されるものとする。

段落 1 に該当する者は、所轄官庁により指定された医療機関に行き、カウンセリングや HIV 検査を自発的に要求することができる。

医療従事者は、第 11 条の段落 1 の規則を除き、関連する者の同意に基づき、カウンセリングの手順に則って HIV 検査をするために、関連する者の血液のみ

を採取するものとする。

第 16 条 所轄官庁は、検査を受け HIV 感染が確認された者に対して、治療を受けたり、症状の定期的な健診をしたりするため、指定医療機関に受診することを通達するものとする。

前段落の対象者は、外国人の配偶者（中国本土、香港、マカオを含む）や、台湾人の配偶者を介して感染した国民または台湾で受けた医療行為によって感染した国民で、世帯登録せずに台湾に住んでいる者を含むものとする。

前の 2 つの段落で言及した HIV 検査および治療のコストは、中央の所轄官庁によって支払われるものとする。治療コストの支払いおよび関連する法規は、中央の所轄官庁によって策定されるものとする。

所轄官庁は、段落 1 および段落 2 の法規を執行する際、態度や手法に注意し、感染者の尊厳や自主性を尊重し、感染者のプライバシーを維持し、保護するものとする。

第 17 条 医療従事者は、感染者の遺体を発見した場合、24 時間以内に地方の所轄官庁に報告するものとする。報告を受けた地方の所轄官庁は、病気（感染）対策の実施の必要性および家族の意見に基づいて、遺体の適切な管理を行う医療機関をすぐに任命するものとする。

第 18 条 中央の所轄官庁は、国境を超えて国内に入って 3 か月以上滞在しているか、住んでいる外国人、中国本土の住民、香港やマカオの住民に、検査を課したり、あるいは直近 3 か月間の HIV 抗体検査の報告書

の提出を求めたりすることができる。

検査結果が陽性の場合、中央の所轄官庁は、外務省または入国管理事務所に、ビザおよび滞在や居住の許可を取り消したり、無効にしたりする旨を通達し、国外に退去するように命令するものとする。

第 19 条 第 18 条の規則により国外に退去命令を出された者は、ビザや滞在または居住の許可を再申請する際、外務省や入国管理事務所は、彼らに対して、四半期に一回の頻度を超えず、一回に 14 日間を超えない範囲で短期間のビザあるいは居住許可を出すことができる。いかなる滞在許可の延長申請も受け付けないものとする。滞在中、本法律の違反があった場合、それ以後の再入国申請は認めないものとする。

前段落で言及された対象者は、滞在許可期間中、第 6 条の段落 1 の法規の適用を受けないものとする。

第 20 条 第 18 条の段落 2 の規則に従って、国外に退去命令を出された者で、外国人の配偶者を介して、あるいは配偶者の国の医療行為により感染した場合で、台湾に戸籍のある者の 2 親等以内の親族で、かつ自身は台湾に戸籍が無い場合、中央の管轄官庁に書面で嘆願書を書いてもよい。（省略）

第 21 条 自身の感染に気付いている人間が、その事実を隠して、他人と危険な性行為を行ったり、注射針や注射器、希釈液や容器を共有して、他人を感染させたりした場合、5 年から最大で 12 年の拘禁刑に処すものとする。

自身の感染に気付いている人間で、移植

用または他人が使用するために、臓器、体組織、体液、細胞を提供し、他人を感染させた場合も、同様の刑となる。

前述の段落 2 を行い、未遂となった違反者も、罰せられる。

危険な性行為の定義は、世界保健機関により要約された関連法令を受け、中央の所轄官庁によって策定されるものとする。

第 22 条 (省略)

第 23 条 第 11 条の段落 3、第 12、13、14 条、第 15 条の段落 1 および段落 4、第 17 条に違反した者、あるいは第 16 条に規定された医学検査または治療を拒否した者は、30,000 台湾ドルから最高 150,000 台湾ドルの罰金を課されるものとする。

第 4 条の段落 1 または段落 3 に違反した者や、第 12 条の段落 3 の法規に違反した医療機関は、300,000 台湾ドルから最高 1,500,000 台湾ドルの罰金を課されるものとする。

所轄官庁は個人または医療機関に対して、前述の 2 つの段落に記述された条件に関して、期間を設定して改善を命令することができる。設定期間内に改善されない場合、遅延に対して罰則が適用されるものとする。

段落 1 および段落 2 の条件の一つに重大な違反をした医療従事者に対する懲罰処分は、中央の所轄官庁に付託されるものとする。

第 24 条 第 10 条の法規に違反した事業者で、設定期間内に改善がされない場合は、その事業者は、30,000 台湾ドルから最高 150,000 台湾ドルの罰金を課されるものとする。

第 8 条の段落 1 の違反者で、講義への参加を拒むものは、10,000 台湾ドルから最高 50,000 台湾ドルの罰金が課されるものとする。

第 25 条 本法規によって規定された罰金は、自治体あるいは郡（市）の所轄官庁によって執行されるものとする。第 23 条に従って課される罰金も、中央の所轄官庁によって執行されることができる。

第 26 条 感染者に対してサービスを提供する者あるいは本法令によって説明した作業を、際立った実績で実施した者に対しては、中央の所轄官庁が表彰および奨励するものとする。

HIV 感染者に対してサービスを提供する、あるいは本法令で概説された作業を実施するなどして、HIV に感染した者に対し、彼らを雇用する組織（機関）は、妥当な補償を申し出るものとする。補償方法や金額、他にまとめられるべき事項に関する法規は、中央の所轄官庁によって決定されるものとする。

第 27 条 本法令は、発表日に施行されるものとする。

アメリカ合衆国連邦刑法

18U.S.C. 1122

HIV からの保護

- (a) 通常、HIV 検査が陽性だった者が、その事実の通知を受けた後、その事実を知りつつ、他人が使用することを前提として、血液、精液、体組織、臓器、他の体液を提供したり、売却したりした場合、またはこれらの提供や売却を試みた場合、医療の研究用や検査用に必要であるとされた場合を除き、(c)に従い、罰金を課されるか、拘禁刑とされるものとする。
- (b) 他者への感染の有無は関係ない。HIV の他者への感染の有無に関わらず、このセクションの違反をした者は、有罪判決を受けることとなる。
- (c) 刑罰。(a)の条項の違反をして有罪判決を受けた者は、HIV からの保護という名目で、\$ 10,000 以上の罰金を課されるか、1年以上10年以下の拘禁刑を受けるか、あるいはその両方の刑罰を受けることとなる。

連邦法では、明確に HIV の伝染を、血液や他の感染性の液体あるいは人間の体組織の提供または売却といった、刑法上の一領域の犯罪行為としている。連邦法では、有罪とするには、HIV が血液や他の体液、および人間の体組織を介して伝染する事実を

知らされている必要は必ずしも無いものの、HIV 検査が陽性であるという「実際の通知」を受けていなければならない。医療用研究または検査用に必要とされる提供や売却は、例外である。

HIV 伝染の有無は、有罪判決とは関係無い

献血された血液の HIV 検査（および提供者の精液、体液、体組織の検査）が普及したことにより、HIV であることを知っている提供者が血液の献血や売却を試みた場合に、HIV が検出されない可能性はかなり低くなった。

この法律は、1994 年のアメリカ連邦議会で制定されたものであるが、この法制下で執行された事例は報告されていない。多くの州では類似の法令が存在し、これらの州の法令下で執行された者の事例は報告されている。

HIV に感染している被告に対する連邦法の強化判決

多くの州とは異なり、連邦議会では、HIV 伝染のリスクのある行為を含む刑事事件における被告に強化判決を下す法律は制定されていない。アメリカ合衆国刑罰量刑委員会は、性的接触を介して HIV を意図的に拡

散させた場合の強化判決のガイドライン発行を検討したが、連邦裁判所における事例の希少性を前提として、その適用を却下した。その代わりに、連邦ガイドラインの「離脱(general departure)」条項は、HIVが絡む事例を取り扱う方法として適切であり、環境を悪化させたことに対してガイドラインの範囲から上方離脱(upward departure)することを許容したと結論付けている。直近の合衆国最高裁判所の判決の結果、この連邦量刑ガイドラインが広く助言を与えるものとなり、連邦判事はガイドラインに明記されているもの以外の懸念に基づいて、(離脱)判決を下すことが可能となった。

HIV陽性の被告による性犯罪が含まれる上方離脱判決の連邦での事例はわずかである。例えば、「合衆国対ブラス(Blas)」の事例では、第11巡回区控訴裁判所が、HIV陽性の被告が15歳の少女と性行為を繰り返したことから、「行き過ぎた振る舞い」の上方離脱判決を認めた。この被告人が少なくとも複数回コンドームを使用したという記録はあるが、HIV感染の事実を告知していなかった。裁判所は、性的接触の結果により、原告はHIV感染を恐れ、心理的なトラウマに苦しみ、HIV検査を何度も受けたことを認めた。「合衆国対バーネット(Burnett)」という他の事例は、被告のHIVの状態によって、裁判所が上方離脱判決を出すことは、問題があるというものであった。この事例では、被告人は連邦の覆面捜

査官に対して性行為を勧誘した際、潜在的な違反行為と公然わいせつ罪で告訴されたが、HIV感染のリスクは無いとされた。裁判所は、覆面捜査官との性行為におけるHIV感染のリスクを断定することができなかった。

連邦裁判所が、HIVの状態だけに基づいて、連邦量刑ガイドラインから大きく離脱した判決が下された事例が、少なくとも一つある。2009年、メイン州の連邦判事が、妊婦に彼女のHIVの状態に基づかない判決を下した。この女性は出入国に関する偽の文書の所持および使用で告発され、連邦量刑ガイドラインによるとその罪状は0・6ヵ月の拘禁刑が妥当とされていた。判決時、彼女はほぼ4ヵ月の拘禁刑を受けていて、弁護側、検事側双方とも裁判官が「未決拘留期間」の判決を下すことを推奨した。しかし、この裁判官は、「生まれていない子供」の利益を鑑み、このHIV感染している女性が、その子供に伝染させることを確実に防ぐために、この女性が予定日後も刑務所に残る必要があると考え、計7・9ヵ月の拘禁刑の判決を下した。

HIV陽性の連邦刑務所の受刑者が刑務官にHIVを伝染させるリスクに関する訴追

HIV陽性の者に対する有罪判決は数多くあり、疑われるHIV感染のリスクを上げた量刑加重も存在し、州裁判所内で警察職員と口論した(噛みついた、唾を吐いたなどがしばしば含まれる)事例もあるが、

連邦内で報告されている事例はかなり少ない。報告された事例では、HIV 伝染のリスクが限定されている行為に対し、実刑判決となる傾向がある。そのような事例の一つである「合衆国 対 ムーア (Moore)」では、連邦刑務所の受刑者が 2 人の連邦刑務官に強く噛みつくという暴行があった。第 8 巡回区控訴裁判所は、HIV は唾液に接触することで伝播することは無いため、人が噛みついたことによる HIV 伝播のリスクにより、HIV 陽性の囚人の歯や口が、暴行に関する連邦法令下で、凶器として使用されるかどうかという議論を拒んだ。しかし囚人が噛みついた他の事例である「合衆国 対 スタージス (Sturgis)」では、第 4 巡回区控訴裁判所は、以前の裁判記録にあった専門家の証言を参考にして、唾液が HIV を伝染させるかどうかについての問いに対して全く逆の結論を出し、囚人の HIV 感染は、囚人の歯が凶器として使用されたことの根拠となるとの結論が出された。人間が噛みつくことで、唾液を介して HIV が伝染するというスタージス裁判の結論は、「合衆国 対 ストゥドニカ (Studnicka)」の事例に引き継がれ、HIV 陽性の連邦刑務所の受刑者が刑務官に噛みついたことにより、10 年間の拘禁刑となった。

米軍内での HIV 関連の違反の起訴

米軍の軍人が、HIV の性感染または伝染リスクと絡んだ違反により、起訴され、有罪判決を下された。HIV 感染した軍への志願者は、軍に登録することを禁じられてい

るものの、兵役に就いている軍人は HIV 検査を受け、HIV 陽性だった者は、標準的な任務に耐えうるだけの健康状態とならない限り、兵役業務からは遠ざけられる。HIV 関連の違反による軍人の起訴は、すべてが統一軍事裁判法に基づくものであり、明確に HIV 伝染をターゲットにした条項は存在しない。その代わりに、HIV 感染した軍人は、HIV 感染した市民が州法下の暴行罪により起訴されていることと類似するように、一般的な暴行罪の条項によって起訴されている。軍人は、軍特有の安全な性行為規定の非遵守、および秩序に反する行為という 2 つの条項でも起訴されている。軍におけるすべての事例は、性的接触が含まれているように思われ、噛みつき、唾を吐く、あるいは民間人が州裁判所で起訴されたような同種の暴行の事例等はない。

HIV の状態を開示した場合、性交渉の相手の同意を得ている場合、コンドームが使用された場合で、HIV 感染した軍人が加重暴行罪の判決を受けた事例

HIV に感染した数多くの軍人が、統一軍事裁判法の第 28 条にある加重暴行罪の条項により、起訴されてきた。第 128 条では、加重暴行罪を、死あるいは重傷を引き起こす可能性のある方法で企てられた暴行と定義している。第 128 条における暴行とは、軍人の性交渉の相手に同意を得ている場合も含む、すべての性的接触と定義されている。第 128 条では、実行された暴行および未遂の両方が含まれており、HIV 陽性の軍

人による合意に基づいた避妊具を使用しないアナルセックスの試みは、挿入前に断念されたものの、加重暴行罪と見なされている。軍事裁判所は、性交渉の相手に感染させる特別な意図がある必要はなく、その代わりに避妊無しの性交渉を行う通常の見解であった。法律上、暴行を受けた性交渉の相手は、暴行に同意することはできず、HIVであることを性交渉相手に事前告知したことは、弁護の対象とはならない。軍人が自身の HIV 感染を性交渉相手に事前告知したとして、性交渉相手が性的な接触に対して同意を与えていたとしても、軍人は加重暴行罪として有罪判決を受けることとなる。

軍事裁判所は、ほとんど起こりそうにない危害の可能性を示す状態をカバーする加重暴行罪の定義に、死や重傷に「至らしめる要素である可能性」の意味を拡大させた。まず、「合衆国 対 ジョンソン (Johnson)」の事例において、軍の刑事控訴裁判所は「可能性がある」とは、「単なる空想的、推論的、あるいはまず起こりそうに無いことではない」ということが前提として必要であり、避妊無しでアナルセックスを行うことは、「結果的に死に至る可能性のある病気をうつす可能性があるものである」と結論付けた。次の「合衆国 対 ジョセフ (Joseph)」の事例では、軍事控訴裁判所は「可能性」の意味を弱めた。この事例では、ある時ある軍人が、HIV 感染を告知することなしに、女性とアナルセックスを

した。裁判では、相手の女性がセックス中にコンドームが破れたと証言していたにも関わらず、この軍人がコンドームを使用したかどうかについては議論にならなかった。医療の専門家が、1 回の性行為の結果として、HIV が伝播するリスクは小さいものの、コンドームを使用しても HIV の伝播が 100% 防げるわけではないが、リスクを減らすには十分に効果があると証言した。

この証言は、HIV 伝播は一度の性行為の結果で起こる可能性は少ないことを明確に示しているが、裁判所はこの問題を見直し、「論点は HIV が被害者の体内に侵入する統計的な可能性ではなく、ウイルスが被害者の体内に入り込んだ場合、死または重傷を負わせる可能性である」と結論付けた。こうして裁判所は、第 28 条の加重暴行条項に基づく有罪判決が、理論的な伝播リスクのあるすべての性的接触に適用可能であり、これにはコンドームや他の避妊法を用いた性的接触が含まれるとして ジョセフの事例における結果において、HIV の伝播のリスクの起こりやすさという要件を棄却した。

「合衆国 対 ゴールドスミス (Goldsmith)」の事例でも同様に、空軍の刑事控訴裁判所は、伝播の可能性が一度の性交渉でわずか 1000 分の 1 の場合でさえ、避妊していない性交渉は加重暴行に該当するとした。リスクが全く無いという事例の「合衆国 対 ペレス (Perez)」では、裁判所は精管切除を施した被告人が HIV を伝播させるという証拠は無いということで、

伝播リスクの証拠が、加重暴行としての有罪判決を支持するには不十分であるとした。

しかし同時に、軍事控訴裁判所は、加重暴行であると結論を出せるレベル以下にまで、HIV 伝播のリスクを減少させている証拠に対して、ウイルス量が少ないとして、受容する態度を見せ始めた。「合衆国 対 ダカス (Dacus)」の事例では、裁判所はジョセフの事例を適用し、一貫性の無いコンドームの使用を含めた性交渉に対して、被告人の有罪答弁に基づき、加重暴行の有罪判決を支持した。しかし判決において、疑いの余地がない専門家の証言により、被告人のウイルス量はかなり少なく、性交渉による HIV 伝播のリスクはあったものの、伝播は「ごくごくまれに起こる程度のもの」であったことが立証された。法廷での証拠は、加重暴行と認める基準を満足させるものでなく、これを受けて被告人は控訴することを選択したと、これに賛同する意見があった。裁判所は、被告人のウイルス量は低かったため、HIV 伝播のリスクはほとんど無かったという証言に基づき、加重暴行の有罪判決を覆し、その際「合衆国 対 アップハム (Upham)」の事例と同じ理由を用いた。軍の裁判事例において、加重暴行罪の適用がこれらの決定により将来的にたとえ制限されたとしても、軍事裁判所は、安全な性交渉の命令に違反したことを、以下で議論されるように、統一軍事裁判法を根拠にして、起訴することが可能である。

HIV 感染している軍人が、HIV 感染を告知しなかった、あるいはコンドームを使用しなかったことで、「安全な性行為の命令」に従わなかったとして有罪判決を受けた事例

検査が陽性となり、HIV 感染した軍人は、HIV 伝播のリスクに関するカウンセリングを受けることとなり、定期的に彼らの部隊長から、HIV 感染を性交渉の相手に伝え、HIV 伝播のリスクが大きい性行為は避け、伝播リスクを減らすためにコンドームまたは他の避妊具を使用することという命令を受けることとなる。安全な性行為の命令に対する違反は、統一軍事裁判法の第 90 条によって起訴される。第 90 条は、合法的な命令に故意に従わなかった軍人を軍法会議にかけるというものである。性交渉の相手に、HIV 感染を告げた後に、コンドームまたは他の避妊具を使用しない性行為に対して相手の同意を得ることは、安全な性行為の命令を破ったかどうかとは関連が無い。HIV 感染した軍人は、コンドームを使用したか HIV 感染を告知しなかった場合、コンドームも他の避妊具も使用しなかった場合、HIV 感染を告知しなかった場合、そのいずれも第 90 条によって有罪となる。複数の軍人は、彼らの配偶者との性交渉において、安全な性行為の命令を破ったことにより有罪となっている。第 90 条の合法的な命令に従わなかった罪は、前で議論をした加重暴行罪と結びついている。

2010 年 9 月、カンザス州の空軍兵が、避妊せず、HIV 告知せずに多くの相手と性

交渉を行った容疑で、加重暴行、姦通および公然猥褻行為、司法妨害、飛行中隊の上官の命令違反で告発された。飛行中隊の上官の命令とは、空軍兵が HIV 感染を告知せずに性交渉をしないことと、常にコンドームを使用することであった。すべての罪が有罪となれば、空軍兵には少なくとも 15 年間の拘禁刑、懲戒除隊、減給、降格の処分が下される可能性があった。

安全な性交渉の命令のいくつかは、軍人が HIV 伝播のリスクの全くない行為を行うことを禁止するなど、過剰に範囲の広いものであるが、それにも関わらず、その後の起訴においては合法的な命令とされている。「合衆国 対 ウーマック (Womack)」の事例では、HIV 感染している軍人に対して、「すべての性交渉の場面で、性交渉の相手が、自分の血液、精液、尿、糞、唾液と接触することから守るための」断固たる措置をとることを求める命令が発せられた。被告の軍人は、他の男性との間の、口腔と生殖器の接触を告発され、性行為中に、性交渉の相手にこの軍人の唾液が接触したことを理由として、命令違反が取り上げられた。法廷において、二人の軍医が「フェラチオ行為で発生した彼の唾液を介してウイルスが伝播することはほとんど起こり得ないものの、可能性として無くはない」と証

言した。しかし、軍の裁判官は HIV について更に学べば、将来的に安全な性交渉の命令は「最新の知識に合わせて」調整されるべきものであることを認めた。

HIV 感染している軍人が、HIV 伝播のリスクのある性的な行為を行ったことで、「良好な秩序を害する行為」にあたるとして有罪判決を受けた事例

HIV 感染している軍人は、統一軍事裁判法の第 134 条の「一般的事項」により、有罪判決を受ける。この包括的な条項により、「良好な秩序および軍の規律を乱す」すべての行為および「軍の名を汚す性質のすべての行為」は、犯罪となる。HIV 伝播のリスクのある行為に対する条項に関する資料や、違反と見なされるのに十分なリスクのある行為が何であるかという資料は存在しないものの、軍事控訴裁判所は、HIV 陽性の軍人が受けた安全な性行為についてのカウンセリングが、第 134 条によって禁止されている行為に関する十分な通知を提供しているものとして HIV 陽性の軍人に対して法を適用した。統一軍事裁判法を根拠とした加重暴行の告発と同様に、HIV 感染の告知や軍人の性交渉の相手の同意は、第 134 条による告訴に対する弁護には成り得ない。

Positive—JusticeProject

HIV の犯罪化を終わらせ、犯罪化を防ぐ

弁護士（支援者）用のマニュアル

第 1 巻

州法、連邦法と起訴

第 1 版

2010 年秋

2012 年までに追加された法と事例を含む

レネ・ベネット＝カールソン 管理法廷代理人

ダニエル・ファリア 法律家の実習生（2010 年夏）

キャセリーヌ・ハンセン 専務取締役

使命記述書

HIV 法制センターは、HIV 感染者とその支援者のための、国立の法制の情報源および戦略センターである。CHLP は、脆弱で社会的に無視されたコミュニティへの HIV の影響を減少させるために、そして HIV の影響を受けている人々の人権を守るために働いている。

我々は、弁護士、共同体のメンバー、サービス提供者の権利擁護と HIV の専門知識、社会的公正、科学、公衆衛生に基づく政治主導権、これらを支えている政治主導力、これらを支援し、増強する。

我々は、アクセスが可能なウェブベースの情報源を通じて、高品質な法的題材、政策の題材を提供することにより、これを実行する。専門家、活動家の学際的な支援ネットワークを育成し、危機的な HIV の法的問題、健康問題、人権問題への支援者を見

守り、前進させるための戦略的リーダーシップのハブを統合する。

（省略）

Acknowledgement

（省略）

第 1 巻の前書き

この巻は、HIV の犯罪化の現象に対応するための複数巻にわたる情報源の第 1 巻となる。今後の巻や版は、弁護士や支援者用のチェックリスト、供述調書のサンプル、訴訟の事例に関する文書、HIV の影響を受けた人々を対象とした刑事罰や民事罰の歴史と目的の分析などの情報源を入れる予定である。

成文法や判例法の傾向は発展し、時間と共に変更される可能性があるため、本巻の将来の改訂版では、そのような変更を反映

しようと考えている。しかし、出版の時点で存在している関連する事例を含めようと、我々が最大限努力している一方で、我々がアメリカ合衆国での HIV に関連する逮捕や起訴の発生を有意に報告し続けることが可能であるということに留意することが重要である。州には、すべての郡や州のエリアで逮捕者を追跡する統一したシステムは無く、多くの逮捕者が、ニュースで報道されたり、大衆または研究者が利用可能な用意されたデータベースに掲載されたりすることはまれである。

Positive Justice Project

HIV 感染に基づいた民事罰、刑罰および差別を止めさせるための新戦略

HIV/AIDS 禍の始まりは、その汚名（スティグマ）や怖れが、HIV 感染者の虐待を助長することである。HIV 感染者にとって最も厄介でしつこく続く問題の一つは、合意に基づいた性行為や、HIV がうつるリスクの無い唾を吐いたり嘔みついたりするといった振る舞いに対し、刑事訴追される可能性があることである。Positive Justice Project は、この問題に対する CHLP の対応法であり、それは HIV 陽性となった個人に損害を与える証拠としてまた刑事司法制度において不当に厳しい扱いをする根拠として、政府が個人の HIV 検査の結果に信頼を置くやり方を止めさせるための自治体が主導する分野横断的な共同研究である。

刑法を用いて、HIV 感染を防いだり、それを遅らせたりすることは、効果が無い。個人が自らの健康にリスクを冒す理由や、リスクの評価法は、様々であり、複雑である。合意の下での性行為または唾を吐くなどの感染リスクの無い振る舞いによって、HIV 感染者を逮捕したり、起訴したりすることは、これらの問題が考慮されていなかったり、身近にある事例という特殊な環境に基づいて、ウイルス負荷、または故意または相互の責任という問題などをリスク評価している実態が考慮されていない。

裁判官、検察官、メディアを教育して、HIV 感染者に汚名を着せる刑法への依存を減らしたくなくすことや、感染による不名誉や差別を減らすことによって、HIV の犯罪化によって生じる現実的で重大な、大衆の健康問題に集中することができる。これは市民の自由を放棄するものでは決してなく、権利保護の観点から、個人の権利を無視することで起きた大衆の健康問題に拡大するものである。

多方面からの協力的な計画では、HIV とその伝染リスクを概念化して言及するための方法を再考することに関して、集中的な学問横断的な対話をするなど、HIV の犯罪化への取り組みが必要である。

我々 Positive Justice Project の目的は以下である。

・感染者に汚名を着せることの影響や、犯罪化による公衆衛生に対する負の影響、HIV 伝染問題に取り組むという名の下で起きている HIV 感染者に対する他の差別形態、これらの問題をより広く大衆に理解させる

・ HIV 禍という背景を踏まえた刑法や民法の適切な適用に関して、共同体の同意を得る

・ HIV 伝染の原因や相対的なリスクや、HIV への暴露や HIV 禍に対する法の執行の危険性といった問題を先導する政府の役人から明確な声明を得ること

・ HIV に関連する逮捕や起訴といった進行中の問題に対して、共同体レベルでより広く効果的に対応すること

・ HIV 感染者に対する誤った刑事罰、民事罰の適用を減らし、最終的に無くすこと

イントロダクション

この巻では、アメリカ合衆国の各州や領土内の刑事司法システムにおける HIV 感染者の取り扱いに関する特別な法や実例を挙げることから始める。連邦量刑ガイドラインにおける加重要素として、軍が行った HIV 感染者の起訴や取り扱いの概要も、この巻に含まれている。

第一に、この巻と関連する個人の状況分析は、注意深く調査されたものであり、発行日時点のものである。しかし、法は流動的なものであり、法の使用者は後に起きた法的、立法的な改変を注意深くチェックす

る必要がある。法令やここで取り上げた事例は、かなり包括的なもので、読者は各州における現行の刑法や、法の執行方針の下で、HIV 感染者が抱く恐れを、よく理解することができるだろう。事例は、報道機関のアーカイブでの検索、インターネットによる検索、Westlaw での事例やニュース報道により、識別されたものである。我々が Westlaw で調査した際、裁判所の決定やメディア報告を識別するために、HIV や HIV 刑事責任（および／または）伝染の形態に関する種々のデータベースで、「HIV」、「暴行」、「唾を吐く」といった検索語を反復して使用した。我々は、ニュースメディアの情報源または公式な裁判所の見解から報告されたすべての事例を含めようと試みているが、すべての HIV 暴露の事例がメディアによって報告されているわけではなく、多くの訴訟も、裁判所の見解として出版されているわけではない。結果的に、ここで示した事例は、アメリカ合衆国における HIV 関連訴訟をすべて網羅しているわけではないと思われる。示された事例は、広く採用されているが文書化されていない HIV 感染者に対する刑法の適用方法のサンプルでしかない。

第二に、この巻は、明確に、または明らかな含意により、HIV 感染者の状況に基づき、行為を行った人を起訴すべき法や州の事例、または起訴するために使用される可能性のある法や州の事例のみを収集しようとしたものである。いくつかの州では、HIV